

## 議第31号

### 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準（第3条において「基準」という。）について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準)

第3条 法第97条第1項から第3項までの条例で定める基準は、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室および当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営む場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を除く。別表第1において同じ。）にあっては同表、ユニット型介護老人保健施設にあっては別表第2のとおりとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下この項において「施行法」という。）第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）のうち、平成4年9月30日以前に老人保健施設（施行法第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設をい

う。以下同じ。)として開設されたものに対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号エ中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

- 3 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和63年厚生省令第1号。以下「老人保健施設基準」という。)附則第2条第1項の規定の適用を受け平成12年4月1日前から存する老人保健施設として開設していたものの構造および設備(当該適用に係る部分に限る。)については、別表第1第2項第2号キ(ア)の規定は、適用しない。
- 4 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準附則第3条の規定の適用を受け平成12年4月1日前から存する老人保健施設として開設していたものの構造および設備(当該適用に係る部分に限る。)については、別表第1第2項第2号キ(オ)(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 5 平成14年4月1日以前に医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の開設の許可を受けた病院(同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)の建物(同日において現に存するもの(同日において基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の療養病床(同法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)もしくは一般病床(同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)または医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床もしくは同項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床の転換(病院の一般病床、医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下「精神病床」という。)もしくは療養病床または診療所(医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って平成18年3月31日までに開設され、または増設された介護老人保健施設であって別表第1第2項第2号キ(ア)の規定に適合しないもの(当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったと認められるものに限る。)の廊下の幅(当該転換に係る部分に限る。)に対する同号キ(ア)の規定の適用については、同号キ(ア)中「1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル」とあるのは、「1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル」とする。
- 6 一般病床、精神病床または療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換を平成30年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂に対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号

工中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

- 7 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床の転換を平成30年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、別表第1第2項第2号エの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする事ができる。
  - (1) 食堂は、必要な広さを有するものとし、食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。
  - (2) 食堂の床面積は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。
- 8 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を平成30年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、別表第1第2項第5号の規定は、適用しない。
- 9 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を平成30年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段およびエレベーターに対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号キ(オ)中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されている建築物または2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が耐火構造(同条第7号に規定する耐火構造をいう。)である建築物または不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下の建築物については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 10 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を平成30年3月31日までの間に行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、別表第1第2項第2号キ(ア)(別表第2第3項第3号において読み替えて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、1.2メートル(中廊下にある場合は、1.6メートル)以上とすることができる。
- 11 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた介護老人保健施設であつて、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第139号)による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第40号。次項において「改正後の省令」とい

う。)第5章(第41条第2項第1号イ(3)および同号ロ(2)を除く。)に規定する基準を満たすものに対する別表第2第3項第2号の規定の適用については、同号ア(イ)中「床面積の標準は、2平方メートルに当該ユニットの入居定員を乗じて得た面積以上」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さを有するもの」とする。

- 12 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた介護老人保健施設(同日以後に建物の規模または構造を変更したものを除く。)は、介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設が改正後の省令第2章および第5章に規定する基準を満たし、かつ、知事にその旨の申出があった場合は、この限りでない。
- 13 平成17年10月1日以前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた介護老人保健施設(同日において建築の工事中のものであって、同日後に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下「平成17年前介護老人保健施設」という。)であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)第3条の規定による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(以下「介護老人保健施設旧基準」という。)第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの(平成23年9月1日において改修、改築または増築の工事中の平成17年前介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第39条に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。)であって、同日後に介護老人保健施設旧基準第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型介護老人保健施設」という。)の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準は、別表第1および別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日から最初の法第94条の2第1項の許可の更新の日までの間は、次項から第16項までの規定によることができる。
- 14 一部ユニット型介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した規程を定めなければならない。
  - (1) 一部ユニット型介護老人保健施設の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) ユニット部分(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分をいう。以下同じ。)の入居定員およびユニット部分以外の部分の入所定員
  - (4) ユニット部分の数およびユニットごとに入居定員
  - (5) ユニット部分の入居者およびユニット部分以外の入所者に対する介護保健施設サービスの内容および利用料その他の費用の額
  - (6) 一部ユニット型介護老人保健施設の利用に当たっての留意事項
  - (7) 非常災害対策
  - (8) その他一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する重要事項

- 15 別表第1第3項第14号および第18号、第4項（第3号を除く。）、第5項第2号、第6項（第4号アおよびウを除く。）、第7項、第8項第7号、第10項第1号、第11項第3号および第4号ならびに第13項から第20項（第1号を除く。）までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、同表第4項第1号中「第11項第1号に規定する運営規程」とあるのは「付則第14項に規定する規程」と、同表第6項第3号中「前号」とあるのは「付則第15項において準用する前号」と、「第4項第8号イ」とあるのは「付則第15項において準用する第4項第8号イ」と、同表第15項第2号イ中「第4項第8号ウ」とあるのは「付則第15項において準用する第4項第8号ウ」と、同号ウ中「第4項第8号カ」とあるのは「付則第15項において準用する第4項第8号カ」と、同号エ中「第6項第4号カ」とあるのは「付則第15項において準用する第6項第4号カ」と、同号オ中「第18項第3号」とあるのは「付則第15項において準用する第18項第3号」と、同号カ中「第19項第2号」とあるのは「付則第15項において準用する第19項第2号」と、同号キ中「第20項第2号」とあるのは「付則第15項において準用する第20項第2号」と読み替えるものとする。
- 16 前2項に定めるもののほか、一部ユニット型介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準は、ユニット部分にあっては別表第2に、ユニット部分以外の部分にあっては別表第1に定めるところによる。ただし、一部ユニット型介護老人保健施設の設備のうち、浴室、洗濯室または洗濯場、調理室、サービス・ステーションおよび汚物処理室については、ユニット部分の入居者およびユニット部分以外の部分の入所者への介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、それぞれ1の設備をもって、ユニット部分およびユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。

別表第1（第3条関係）

介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 介護老人保健施設の開設者（以下この表において「開設者」という。）は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことおよび居宅における生活に復帰することができるよう、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うよう努めること。
- 2 施設、構造および設備
- (1) 開設者は、法第97条第1項に定める療養室、診察室および機能訓練室のほか、浴室、洗面所、便所、食堂、談話室、レクリエーション・ルーム、洗濯室または洗濯場、調理室、サービス・ステーションおよび汚物処理室を設けること。ただし、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院または診療所に併設され、入所者の居宅における生活への復帰の支援を目的とする入所定員が29人以下である介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設または病院もしくは診療所（以下「本体施設」という。）との連携を確保しつつ、本体

施設とは別の場所で運営され、入所者の居宅における生活への復帰の支援を目的とする入所定員が29人以下である介護老人保健施設をいう。以下同じ。)以外のものをいう。以下同じ。)にあっては、併設される病院または診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設および当該病院または診療所の入所者および入院患者の処遇が適切に行われると認められるときはこれらの施設を、サテライト型小規模介護老人保健施設にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設および当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは洗濯室または洗濯場、調理室および汚物処理室を、それぞれ設けないことができる。

(2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 浴室

(ア) 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(イ) 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した構造の浴槽を設けること。

イ 洗面所は、療養室のある階ごとに設けること。

ウ 便所

(ア) 療養室のある階ごとに設けること。

(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(ウ) プザーまたはこれに代わる設備を設けること。

エ 食堂の床面積は、2平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。

オ 談話室は、談話に必要な広さを有するものとすること。

カ レクリエーション・ルーム

(ア) レクリエーションに必要な広さを有するものとすること。

(イ) 必要な設備を設けること。

キ その他

(ア) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。

(イ) 廊下および便所には、常夜灯を設けること。

(ウ) 廊下および階段には、手すりを設けること。

(エ) 入所者への介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。

(オ) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下「療養室等」という。)が2階以上の階にある場合には、屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 開設者は、第1号に規定する施設を当該介護老人保健施設の用途以外の用途に供しないこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 療養室等が3階以上の階にある場合には、避難に支障がないよう避難階段を2以上設けること。この場合において、第2号キ(オ)の直通階段が建築基準法施行令(昭和25年政令第

338号)第123条第1項各号に定める構造を有するときは、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

- (5) 建物(入所者が療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)とすること。ただし、次のアまたはイのいずれかの要件を満たす2階建てまたは平家建ての建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

ア 療養室等を2階および地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階または地階に設けている場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第14項第1号の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めていること。

(イ) 第14項第4号の訓練は、同項第1号の計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

(ウ) 火災の際の地域住民等との連携体制を整備していること。

- (6) 前号の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、建物が次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平家建ての建物であって、火災に対する入所者の安全が確保されているものと認めるときは、耐火建築物または準耐火建築物としないことができる。

ア 初期消火および延焼の抑制に資する構造または設備を有すること。

イ 火災の早期発見および通報の体制が整備され、円滑な消火活動が可能であること。

ウ 火災の際の円滑な避難が可能な構造および体制を有すること。

### 3 従業者

- (1) 開設者は、法第97条第2項に定める医師のほか、薬剤師、看護職員(看護師または准看護師をいう。以下同じ。)または介護職員、支援相談員、理学療法士等(理学療法士、作業療法士または言語聴覚士をいう。以下同じ。)、栄養士、介護支援専門員および調理員、事務員その他の従業者を置くこと。ただし、入所定員が100人未満である介護老人保健施設にあっては、栄養士を置かないことができる。

- (2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士もしくは作業療法士、栄養士または介護支援専門員については、次のアからウまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからウまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。

ア 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士もしくは作業療法士、栄養士または介護支援専門員

イ 病床数が100以上である病院 栄養士

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の

規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設である病院 介護支援専門員

- (3) 第1号の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の理学療法士もしくは作業療法士または栄養士については、併設される病院または診療所の理学療法士もしくは作業療法士または栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、理学療法士もしくは作業療法士または栄養士を置かないことができる。
- (4) 薬剤師の数は、当該介護老人保健施設の実情に応じた適当な数とすること。
- (5) 看護職員および介護職員の総数は、常勤換算方法（介護老人保健施設の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該介護老人保健施設の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数を3で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。
- (6) 介護職員の数の標準は、看護職員および介護職員の総数の7分の5程度とすること。
- (7) 支援相談員の数は、1人（入所者の数が100人を超える場合にあっては、1人に常勤換算方法で100人を超える部分を100で除して得た数を加えた数）以上とすること。
- (8) 理学療法士等の数は、常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上とすること。
- (9) 栄養士の数は、1人以上とすること。
- (10) 介護支援専門員の数の標準は、入所者の数を100で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とすること。
- (11) 調理員、事務員その他の従業者の数は、当該介護老人保健施設の実情に応じた適当な数とすること。
- (12) 第7号および第10号の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員および介護支援専門員の数は、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当な数とすること。
- (13) 第5号、第7号、第8号および第10号の入所者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに介護老人保健施設の許可を受けようとする場合は、当該許可を受けようとする者が推定した数とする。
- (14) 介護老人保健施設の管理者（以下この表において「管理者」という。）は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者とすること。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合にあっては同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この号において同じ。）の職務に従事する場合で当該本体施設の管理上支障のないときにあってはサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をい



う。)またはサテライト型居住施設(同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に、それぞれ従事することができる。

(15) 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合にあつては当該介護老人保健施設の他の職務に、介護支援専門員がサテライト型小規模介護老人保健施設の本体施設に従事する場合で当該本体施設の入所者の処遇に支障がないときにあつてはサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に、それぞれ従事することができる。

(16) 従業者(管理者および介護支援専門員を除く。)は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者とする。ただし、介護老人保健施設およびユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(17) 支援相談員のうち1人以上は、常勤の者とする。

(18) 管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。

(19) 管理者は、介護保健施設サービスを適切に提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めること。

(20) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

#### 4 入退所等

(1) 開設者は、介護保健施設サービスの提供の開始に当たっては、あらかじめ、入所の申込みをした者(以下「入所申込者」という。)またはその家族に対し、第11項第1号に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者の介護保健施設サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書の交付(当該交付に代えて行う規則で定める方法を含む。)およびその説明を行い、当該入所申込者の同意を得ること。

(2) 開設者は、正当な理由がなく介護保健施設サービスの提供を拒まないこと。

(3) 開設者は、入所定員および療養室の定員を超えて入所させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(4) 開設者は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対して自ら必要な介護保健施設サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院または診療所の紹介その他必要な措置を速やかに講ずること。

(5) 開設者は、介護保健施設サービスの提供を求められたときは、入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格ならびに要介護認定の有無および有効期間を確認すること。

(6) 開設者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するよう努めること。

(7) 開設者は、要介護認定の申請について、次に掲げるところにより、必要な援助を行うこと。

ア 要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合には、当該入所申込者の意思を踏まえて速

やかに行うこと。

イ 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前には行われるようにすること。

(8) 開設者は、その心身の状況および病状、その置かれている環境に照らして、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話が必要であると認められる者に対し、次に掲げるところにより、介護保健施設サービスを提供すること。

ア 入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、医学的管理の下における介護および機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めること。

イ 入所申込者の入所に当たっては、居宅介護支援の事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者」という。）に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めること。

ウ 入所者の心身の状況および病状、その置かれている環境等に照らして、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等と定期的に検討し、その内容を記録すること。

エ 入所者の退所に当たっては、当該入所者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、当該入所者が介護老人保健施設を退所した後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

オ 入所者の入所に当たっては入所の年月日ならびに介護保険施設の種類および名称を、入所者の退所に当たっては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載すること。

カ 開設者は、介護保健施設サービスを提供したときは、当該介護保健施設サービスの内容その他必要な事項を記録すること。

## 5 利用料等の受領

(1) 開設者は、介護保健施設サービスを提供したときは、次に掲げるところにより、当該介護保健施設サービスに要した費用の額の支払を受けること。

ア 法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合における当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供したときは、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、施設サービス費用基準額（当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サ

ービスに要した費用の額)をいう。以下同じ。)から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けること。

イ 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供したときは、入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないよう to すること。

ウ アおよびイの支払を受ける額のほか、次の(ア)から(オ)までに掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(ア) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、食費の負担限度額)を限度とする。)

(イ) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額)を限度とする。)

(ウ) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事または療養室の提供に要する費用

(エ) 理美容代

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

エ ウ(ア)から(ウ)までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによること。

オ ウ(ア)から(オ)までに掲げる費用の額に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、入所者またはその家族に対し、当該便宜の内容および費用を記載した文書を交付するとともに、その内容を説明し、当該入所者の同意を得ること。この場合において、ウ(ア)から(ウ)までに掲げる費用に係る同意については、文書によらなければならない。

(2) 開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の額の支払を受けたときは、その提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を入所者に対して交付すること。

## 6 施設サービス計画等

(1) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア 入所者の日常生活を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス

等の利用も含めて施設サービス計画に位置付けるよう努めること。

イ 適切な方法により、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするために解決すべき課題を把握すること。

ウ 解決すべき課題の把握（以下「課題把握」という。）に当たっては、入所者およびその家族に面接すること。この場合においては、面接の趣旨を入所者およびその家族に対して十分に説明し、当該入所者およびその家族の理解を得なければならない。

エ 入所者の希望、入所者についての課題把握の結果および医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、介護保健施設サービスの目標およびその達成時期ならびにその内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成すること。

オ サービス担当者会議（入所者への介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。

カ 施設サービス計画の原案について、入所者またはその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得ること。

キ 施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付すること。

ク 施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の評価（入所者に対する継続的な課題把握を含む。以下「実施状況評価」という。）を行うこと。この場合において、必要があると認められるときは、当該施設サービス計画の変更を行うものとする。

ケ 実施状況評価に当たっては、入所者およびその家族ならびに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がある場合を除き、次に掲げるところにより定期的に行うこと。

(ア) 入所者に面接すること。

(イ) 実施状況評価の結果を記録すること。

コ 次に掲げる場合には、施設サービス計画の変更の必要性について、サービス担当者会議の開催等により、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。

(ア) 入所者が要介護更新認定を受けた場合

(イ) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

サ アからキまでの規定は、ク後段の変更について準用する。

(3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イからエまで、第18項第3号および第19項第2号に規定する業務を行うこと。

(4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護保健施設サービスを提供すること。

ア 入所者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じて、当該入所者の療養を適切に行うこと。

イ 当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供すること。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

ウ 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。

エ 従業者は、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、適切に指導および説明を行うこと。

オ 入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

カ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

キ 介護老人保健施設の運営について、自ら評価を行うとともに、常にその改善を図ること。

## 7 診療等

(1) 診療は、一般に医師としてその必要性があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断に基づき、適切に行うこと。

(2) 医師は、診療に当たっては、常に入所者の心身の状況および病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に配慮して、入所者またはその家族に対し、適切な指導を行うこと。

(3) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。

(4) 医師は、特殊な療法等のうち、厚生労働大臣の定める療法以外の療法を行わないこと。

(5) 医師は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、または処方しないこと。

(6) 医師は、当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の医師の診療を求める等適切な措置を講ずること。

(7) 医師は、その必要がないのに、入所者のために往診を求め、または入所者を病院もしくは診療所に通院させないこと。

(8) 医師は、入所者のために往診を求め、または入所者を病院もしくは診療所に通院させる場合には、当該病院または診療所の医師または歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行うこと。

(9) 医師は、入所者が往診を受けた医師もしくは歯科医師または入所者が通院した病院もしくは診療所の医師もしくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき適切な診療を行うこと。

## 8 介護等

(1) 看護および医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況および病状に応じ適切に行うこと。

- (2) 管理者は、入所者が身体の清潔を維持することができるよう、適切な方法により、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、または清しきをすること。
- (3) 管理者は、入所者の心身の状況および病状に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- (4) 管理者は、入所者のおむつを適切に取り替えること。
- (5) 管理者は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないようにするとともに、その発生を予防するための体制を整備すること。
- (6) 管理者は、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護および介護を受けさせないこと。
- (7) 管理者は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行うこと。

#### 9 食事

- (1) 食事は、栄養ならびに入所者の心身の状況、病状および嗜好を考慮し、適切な時間に提供すること。
- (2) 管理者は、入所者の自立の支援に配慮し、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。

#### 10 相談、援助および便宜の提供等

- (1) 管理者は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
- (2) 管理者は、必要に応じ、レクリエーションを行うよう努めること。
- (3) 管理者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。

#### 11 運営規程の整備等

- (1) 開設者は、介護老人保健施設の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。
- (2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ア 介護老人保健施設の目的および運営の方針
  - イ 従業者の職種、員数および職務の内容
  - ウ 入所定員
  - エ 入所者に提供する介護保健施設サービスの内容および利用料その他の費用の額
  - オ 介護老人保健施設の利用に当たっての留意事項
  - カ 非常災害対策
  - キ その他介護老人保健施設の運営に関する重要事項
- (3) 開設者は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。

(4) 開設者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他の介護保健施設サービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

#### 12 人権への配慮等

(1) 開設者は、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスを提供するよう努めること。

(2) 開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

#### 13 衛生管理等

(1) 開設者は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 開設者は、当該介護老人保健施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該介護老人保健施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。

イ 当該介護老人保健施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 従業者に対する研修を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3) 開設者は、当該介護老人保健施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

#### 14 非常災害対策

(1) 開設者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。

(2) 管理者は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。

(3) 管理者は、第1号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を定期的に従業者に周知すること。

(4) 管理者は、定期的に避難および消火に関する訓練を行うこと。

(5) 開設者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

#### 15 記録の整備

(1) 開設者は、設備、従業者および会計に関する記録を整備すること。

(2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が介護老人保健施設を退所した日から2年間保存すること。

- ア 施設サービス計画
- イ 第4項第8号ウの規定による検討の内容等の記録
- ウ 第4項第8号カの規定による提供したサービスの内容等の具体的な記録
- エ 第6項第4号カの規定による身体的拘束等の記録
- オ 第18項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録
- カ 第19項第2号の規定による苦情の内容等の記録
- キ 第20項第2号の規定による市町村（特別区を含む。）への通知の記録

16 秘密保持等

- (1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 開設者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
- (3) 開設者は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得ること。

17 利益供与等の禁止

- (1) 開設者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。
- (2) 開設者は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該介護老人保健施設を退所した者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。

18 事故発生時の対応

- (1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された指針を整備すること。
  - イ 事故が発生した場合またはそれに至るおそれがある事態が生じた場合に、これらの事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知する体制を整備すること。
  - ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的を開催すること。
  - エ 従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (2) 開設者は、入所者への介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該入所者の家族および市町村に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。
- (3) 開設者は、前号の事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。
- (4) 開設者は、入所者への介護保健施設サービスの提供により事故が発生し、賠償すべき損害が生じたときは、速やかにその損害を賠償すること。

19 苦情への対応

- (1) 開設者は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置



を講ずること。

- (2) 開設者は、前号の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録すること。
- (3) 開設者は、市町村が行う入所者からの苦情に関する調査に協力すること。
- (4) 開設者は、その提供した介護保健施設サービスに関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。
- (5) 開設者は、市町村から求めがあったときは、前号の改善の内容を市町村に報告すること。
- (6) 開設者は、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力すること。
- (7) 開設者は、国民健康保険団体連合会から法第176条第1項第3号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。
- (8) 開設者は、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、前号の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告すること。

## 20 連携等

- (1) 開設者は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (2) 開設者は、入所者が次のアまたはイのいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
  - ア 正当な理由がなく介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- (3) 開設者は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。
- (4) 開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第15号に規定する協力病院を定めること。
- (5) 開設者は、あらかじめ、介護保険法施行規則第136条第1項第15号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。

## 別表第2（第3条関係）

ユニット型介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 ユニット型介護老人保健施設の開設者（以下この表において「開設者」という。）は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰に向けて、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しつつ、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、それぞれのユニットにおいて入居者が相互に社会的な関

係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援すること。

2 ユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。

3 施設、構造および設備

(1) 開設者は、法第97条第1項に定める療養室、診察室および機能訓練室のほか、ユニットごとに共同生活室、洗面所および便所を設けるとともに、浴室、洗濯室または洗濯場、調理室、サービス・ステーションおよび汚物処理室を設けること。ただし、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては、併設される病院または診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設および当該病院または診療所の入居者または入院患者の処遇が適切に行われると認められるときはこれらの施設を、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設および当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは洗濯室または洗濯場、調理室および汚物処理室を、それぞれ設けないことができる。

(2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 共同生活室

(ア) 当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営む場所としてふさわしい形状とすること。

(イ) 床面積の標準は、2平方メートルに当該ユニットの入居定員を乗じて得た面積以上とすること。

(ウ) 必要な設備および備品を設けること。

イ 洗面所および便所

(ア) 療養室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を設けること。

(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(ウ) 便所には、ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の施設、構造および設備については、別表第1第2項第2号アおよびキならびに第3号から第6号までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第2号キ(ア)中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる」と、同項第3号中「第1号に規定する施設」とあるのは「浴室」と、同号ただし書中「の処遇」とあるのは「への介護保健施設サービスの提供」と、同項第5号イ(ア)中「第14項第1号」とあるのは「別表第2第9項におい

て準用する第14項第1号」と、同号イ(イ)中「第14項第4号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第14項第4号」と、「同項第1号」とあるのは「同表第9項において準用する第14項第1号」と読み替えるものとする。

#### 4 従業者

- (1) 開設者は、ユニットごとに、介護職員または看護職員およびユニットリーダーを置くこと。
- (2) 介護職員または看護職員の数は、昼間にあつては1のユニットにつき常時1人以上とし、夜間および深夜にあつては2のユニットにつき1人以上とすること。
- (3) ユニットリーダーは、常勤の者とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の従業者については、別表第1第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「への介護保健施設サービスの提供」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

#### 5 施設サービス計画等

- (1) ユニット型介護老人保健施設の管理者（以下この表において「管理者」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、介護保健施設サービスを提供すること。
  - ア 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うこと。
  - イ それぞれのユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮すること。
  - ウ 入居者の私生活の平穩の確保に配慮すること。
  - エ 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等に応じて適切に行うこと。
- (2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の施設サービス計画等については、別表第1第6項（第4号アおよびウを除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「第4項第8号イ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号イ」と、同項第4号イただし書中「の処遇」とあるのは「への介護保健施設サービスの提供」と、同号エ中「従業者は、懇切丁寧を旨とし」とあるのは「従業者は」と、「療養上必要な事項」とあるのは「介護保健施設サービスの提供方法等」と読み替えるものとする。

#### 6 介護等

- (1) 看護および医学的管理の下における介護は、それぞれのユニットにおいて入居者が相互に社会的な関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう、入居者の心身の状況および病状等に応じて適切に行うこと。
- (2) 管理者は、入居者が日常生活における家事を、その心身の状況および病状等に応じ、それ

それぞれの役割を持って行うことができるよう、適切な支援を行うこと。

(3) 管理者は、入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供すること。ただし、やむを得ない場合は、入浴の機会の提供に代えて清しきをすることができる。

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の介護等については、別表第1第8項第3号から第7号までの規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「管理者は」とあるのは「管理者は、排せつの自立を図りつつ」と読み替えるものとする。

## 7 食事

(1) 食事は、栄養ならびに入居者の心身の状況および嗜好を考慮して提供すること。

(2) 管理者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立に必要な支援を行うこと。

(3) 管理者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保すること。

(4) 管理者は、入居者が相互に社会的な関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援すること。

## 8 相談、援助および便宜の提供等

(1) 管理者は、入居者のし好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援すること。

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の相談、援助および便宜の提供等については、別表第1第10項（第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

9 別表第1第4項、第5項、第7項および第11項から第20項までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、これらの規定（同表第5項第1号ウ（ア）および（イ）を除く。）中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第4項第1号中「入所の」とあるのは「入居の」と、「第11項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第11項第1号」と、同項第3号中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と、「退所した」とあるのは「退居した」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項第1号ウ（ア）および（イ）中「入所者に」とあるのは「入居者に」と、同表第11項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第

15項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号ウ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号ウ」と、同号ウ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号カ」と、同号エ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第5項第2号において読み替えて準用する第6項第4号カ」と、同号オ中「第18項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第18項第3号」と、「第19項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第2号」と、「第20項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第20項第2号」と、同表第17項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と読み替えるものとする。